

・当社は、2026年11月1日より、高圧・特別高圧のお客さまの電気料金その他の供給条件を以下のとおり見直します。

1. 共通（高圧・特別高圧）

①	電気料金の見直し	・北海道電力ネットワーク株式会社が、2026年11月1日より託送料金を見直すことに伴い、同日より高圧・特別高圧のお客さまの電気料金を見直します。
②	計量器故障時等における使用電力量等の協議方法の見直し	・計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合の使用電力量または最大需要電力は、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者等が算定した値を用いて、当社とお客さまとの協議により決定しておりますが、協議手続の簡素化のため当社と一般送配電事業者等との協議により決定することに見直します。 ・なお、見直し前後で託送供給等約款に基づく算定方法に変更はないため、協議結果に実質的な違いはありません。
③	解約の予告方法の見直し	・お客さまが電気料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合等には、あらかじめ書面等で予告した上で、需給契約の解約を行うことがありますが、お客さまが正当な理由なく予告を受け取られない場合、書面を書留郵便にて発送し、その2日後に予告したものとみなすことに見直します。
④	進相用コンデンサ開放時における力率の協議方法の見直し	・お客さまに進相用コンデンサの開放をお願いするときに電気料金の算定に用いる力率は、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者等が算定した値を用いて、必要に応じて当社とお客さまとの協議により決定しておりますが、協議手続の簡素化のため当社と一般送配電事業者等との協議により決定することに見直します。 ・なお、見直し前後で託送供給等約款に基づく算定方法に変更はないため、協議結果に実質的な違いはありません。

2. 電力契約標準約款（特別高圧）

- 附則5（工事費負担金等相当額の支払いに関する期日についての経過措置）の規定において、契約内容の実質的な変更を伴わない表現の見直しを行います。